

(補論 2) 諸外国の高等教育改革の動向

(1) アメリカ合衆国

2006年に公表された連邦教育長官諮問委員会報告書(通称スペリングス報告)は、10~20年先の米国高等教育の将来像を検討し、これに基づく改善への提言を示した。同報告書の検討対象となったアクセス、経費と学費負担、奨学金、学習、透明性と説明責任、革新の6項目は、現在も高等教育政策の優先課題となっている。連邦、州、及び各高等教育機関はこれらの優先課題について、時代の変化に対応した取組が求められるようになってきている。更に近年は、労働需要の将来予測や就職時の学歴要件の上昇等から高等教育の学位・資格取得者に関する目標比率を設定する州が増えている。

1) 高等教育機関の役割と財政負担

カリフォルニア州は、1960年、州立高等教育機関におけるアクセスと研究・教育の質の維持・向上を効率的に実現するため、開放入学制と安価な授業料を特徴とするコミュニティカレッジ、学士・修士レベルの教育を行う4年制大学、研究と博士課程までの大学院教育に重点を置いた研究大学という大学(システム)別の機能・役割を規定した「マスタープラン」を策定した。これ以後、同様の考え方は他州にも広がり、現在ではほとんどの州立機関が上述の役割のいずれかを担っている。

これら州立高等教育機関は元来、広く州民に高等教育の機会を提供するために公財政負担により授業料を低額に設定してきたが、規模拡大や州財政の逼迫により、近年は多くの州立機関で授業料の引上げが続いている。一方で、労働需要の変化から高等教育の重要性が増しており、クリントン・オバマ両民主党政権はコミュニティカレッジを中心とするハイスクール卒業後2年間の教育を全ての人々が履修する必要を訴えた。このような状況の下、一部の州では州立機関における準学士課程や学士課程を公財政の負担により無償化する取組を始めている。

例えば、テネシー州(2014年)やオレゴン州(2015年)は州内学生を対象にコミュニティカレッジの授業料を無償にする取組を開始した。さらに、ニューヨーク州(2017年)では4年制大学を含む全ての州立機関の学士課程を、ミシガン州(2017年)では一部の4年制大学の学士課程を対象とする無償化措置が導入された。実現に至らなかったものの、オバマ政権も連邦と州のマッチングファンドによるコミュニティカレッジ無償化策を提案した。

2) 情報公開の推進

ただし、上述の例を除いて、ほとんどの州立及び私立の高等教育機関では授業料の値上げが続いており、現在、4年制大学の平均額は州立で8,543ドル、私立で2万6,740ドル(いずれも2014年)に達している。多くの学生は、これを連邦政府

の貸与奨学金等で賄っているが、卒業後の高額な負債や返還を困難にする就職難が社会問題となっている。このため、連邦政府は各高等教育機関に関する情報の公表を通じて、授業料引上げの抑制や学生の大学選択の支援を図っている。

例えば、連邦教育省は「高等教育機会法」(2008年)に基づき、インターネット上に専用ポータルサイト(College Affordability and Transparency Center)を開設し、所在地や在学者数、学位授与数など個別大学の基本情報検索サイト(College Navigator)や高額・低額授業料の大学リスト(College Affordability and Transparency List)、各州の高等教育予算前年度比推移(State Spending Charts)などの情報にアクセスできるようにしている。2013年に開設された専用サイト(College Scorecard。上記専用ポータルサイトからのアクセスが可能。)は大学名や学位・専攻のほか、卒業後の就職先や年間学費、卒業率、連邦貸与奨学金の債務不履行率や平均返還額など、進学希望者の大学選択支援に焦点を当てた内容となっている。2015年には、卒業生の平均年収や連邦貸与奨学金の返還完了者の比率などの情報が追加されたほか、モバイル機器対応デザインが採用されるなど、同サイトの機能強化が図られている。

3) 革新的な取組と質保証システムの対応

学費負担の軽減やアクセスの確保とともに注目されているのは、MOOCや「コンピテンシーに基づく教育」のような革新的な取組と、これら新しい取組への質保証システムの対応である。米国における質保証システムとして第一に挙げられるのは、連邦奨学金事業の利用要件にもなっている、高等教育機関が相互に価値を評価する accreditation (以下「適格認定」とする。)であるが、評価者と被評価者がいずれも高等教育機関関係者であるため評価の厳格さを損なわれる可能性があること、伝統的な大学を前提として確立した制度であるため革新的なアプローチに対して消極的であることなどが問題点として指摘されてきた。これらを解消する取組が連邦政府や適格認定団体自身によって行われている。

例えば、連邦教育省が2015年から開始したEQUIP(Educational Quality through Innovative Partnership)と呼ばれる事業は、低所得層の学生に就職に有利な知識・技能を習得させることを目的として、伝統的な大学とMOOCなどの非伝統的な教育提供者とのパートナーシップの下で学ぶ学生に連邦奨学金の利用を認めるものである。パイロット事業であり、パートナーシップの数は8件に限られているが、特徴的なのは、各パートナーシップが取組の有効性を評価するために第三者機関を質保証機関として参画させている点である。パートナーシップの一つには適格認定団体の全国協議会(CHEA)が質保証機関として参加している。また、EQUIPにみられるような新たな取組に対応するため、地域適格認定団体では重要変更事項への対応マニュアル等を作成するようになっている。

4) 高等教育に関する「達成目標」の設定

知識基盤型経済や技術革新が主導する経済の進展を背景とする労働需要の変化

に伴い、入職時の学歴要件が上昇している。大学の研究機関の分析によれば、2020年には全米の労働需要の65%が高等教育水準の学位・資格を必要とするものになるという予測もある。このため近年は、「2030年までに25～64歳人口の60%が学位や中等後教育水準の資格を取得しているようにする」（アリゾナ州）というように、高等教育水準の資格・学位取得者の目標比率を「達成目標」(attainment goal)として設定する州が増えている。こうした州の動きを先導する民間の高等教育関係団体によれば、2017年には全米50州のうち41州が「達成目標」を設定しているという。これらの州では目標の達成に向けてAPプログラムのようなハイスクール段階における高等教育水準の教育機会の提供やメンター制度等の履修継続支援などの取組が実施されている。

(2) イギリス

1992年継続教育・高等教育法により、大学とポリテクニク（高等専門学校）から成る二元的な体制をポリテクニクの大学昇格によって一元化を図る、高等教育の規模拡大方針が打ち出された。これにより大学進学率は、1990年には約30%であったものが、2015年には60%を超えるまでに上昇したが、大学進学者の増大は政府の高等教育財政を逼迫させることとなった。このため、政府は授業料無償方針を転換し、1998年から授業料徴収を認めるとともに、2006年には準政府機関として設置された学生ローン管理運営機関（SLC）が授業料ローンを開始し、ローンを基礎として大学を維持する高等教育財政の仕組みが形成されていった。

こうした仕組みを確立していく過程において、政府から大学への公財政の配分方法の見直しが課題となっている。また、規模拡大が進められる一方で、教育の質を向上させるとともに、社会的流動性を高めるための施策も模索されている。

1) 政府による規模拡大方針

1992年継続教育・高等教育法が成立し、1992年以前に設置されていた、いわゆる旧大学とポリテクニク（高等専門学校）で構成される従来の二元的な高等教育制度を、ポリテクニクの大学昇格によって一元化することにし、大学数が飛躍的に伸びることとなった。その後も政府は高等教育の規模拡大策を推進し、2011年公表の高等教育白書『高等教育を中心に学生を置く』において、入学定員管理を弾力化する方向を打ち出した。2012年にはイングランドにおける補助金配分機関である「イングランド高等教育財政カウンシル（HEFCE）」（当時）がイングランドにある大学の定員管理の弾力化を段階的に進めていった。さらに、財務大臣による2013年の秋季財政演説において、2015年度以降大学の定員管理を全面的に廃止し、定員については全て各大学の判断とすることが発表された。

2) 高等教育機関の役割と財政負担

イギリスでは従来大学進学率が低く、給付型の奨学金制度によって、大学生に対する授業料負担は原則求められてこなかったが、緊縮財政や学生数の増加、奨学金

に係る財政負担が要因となり、近年、奨学金制度の見直しが図られるようになっていく。

1998年度から1,000ポンドを上限に大学による授業料徴収が認められるようになり、2006年度には上限3,000ポンドまで引き上げられるとともに、全専攻一律の授業料設定も撤廃された。以後も上限額の引上げは続けられ、2012年度には上限9,000ポンド、2017年度には9,250ポンドとなっている。このような現状に対し、1990年から運営を開始していた学生ローン会社（SLC）が、高騰する授業料の支払を支援しており、特に2012年度以降は、学生は在学中、政府によるローンによって授業料を支払い、卒業後に一定の所得を得るようになった後に所得に応じて返還する「授業料後払い制」が徹底されるようになった。

授業料の引上げと学生ローンの仕組みの確立及び拡充を通じて、高等教育に関する国の公的補助は、機関補助から授業料支援（学生ローン会社を通じた授業料ローン）による個人補助（受益者負担）へと転換してきている。それに伴い、高等教育の質の維持・向上や運営交付金配分方法の見直し等を目的とする2017年高等教育・研究法が制定された。これにより2018年4月から、従来運営交付金配分業務を担ってきたHEFCEが廃止され、HEFCEの役割のうち、主に教育補助金については、学生局（OfS）が、主に研究補助金については、英国リサーチイノベーション機構（UKRI）内に組織されたリサーチイングランド（RE）に配分業務が移管された。こうした体制の変更により、大学教育の質保証の強化や、より効果的かつ効率的な研究費支援が期待されている。

3) 質保証システムについて

2016年5月、高等教育を所管していた当時のビジネス革新技能省（現在は、ビジネスエネルギー産業戦略省に改編）が、教育の質、社会的流動性、及び学生の選択の改善をキーワードとする高等教育白書『知識基盤型経済で勝ち抜くために』を公表した。同白書では、▽進学困難地域からの高等教育進学者を更に増加させ、社会的流動性を一層高める、▽高等教育市場への参入を容易にして学生の選択の幅を広げる、▽イングランド高等教育財政カウンシル（HEFCE）と入学調整局（OFFA）を統合してこれらの施策を促進する、▽高等教育の質と情報の普及を一層高めるために、学生満足度、留年率、就職などの教育評価の枠組み（高等教育改善評価枠組み（Teaching Excellence Framework: TEF））を新たに設ける、が提案された。

現在、高等教育における質保証の面で大きな役割を果たしているのは1997年に設立された非政府機関である高等教育審査機関（QAA）であるが、白書で提案されたTEFはQAAが実施する主にレビューとしての教育評価とは異なり、イングランドの大学にインセンティブを持たせる新しい評価システムである。学生局（OfS）が実施するTEFの評価結果では、現在試行段階であるが、評価基準に照らして高等教育機関が金賞、銀賞、銅賞に等級分けして示され、一定基準を満たした大学に限定して授業料の値上げが認められる。また、大学進学を希望する生徒の大学選択の判断材料としても役立つものとなっている。2018年現在、イングランドのみで

義務とされており、他の3地域(ウェールズ、スコットランド、北部アイルランド)については、各地に導入の選択権が委ねられている。

(3) ドイツ

ドイツでは、近年の大学進学熱に加え、各州における8年制ギムナジウムの導入・普及あるいは9年制ギムナジウムへの回帰、また満18歳以上の男子に課せられていた兵役の停止により急増する大学入学志願者を、いかに適切に高等教育機関に受け入れていくかが問題となっている。他方で、国際競争に対する意識の高まりとともに、高等教育の質の維持・向上が重要な課題として認識されるようになった。このような高等教育の量的拡大と質の維持・向上の問題に、連邦政府や各州政府は、各高等教育機関の学生の受入れ規模を調整し拡大することで、他方で高等教育界に競争的な環境を醸成するとともに、質保証のシステムを開発・導入することで対処してきた。

1) 大学の量的規模の拡大と質の維持――「大学協定 2020」

長期在学者の増大と大学進学熱の高まりに加え、近年、従来の9年制ギムナジウムの卒業生と新制の8年制ギムナジウムの卒業生が一度に進学する状況がしばらく続いたことや、満18歳以上の男子に課せられていた兵役が2011年7月をもって停止されたことにより高等教育人口の急増し、大学入学資格(アビトゥア)を優秀な成績で取得しても希望する学修課程に入れないといった問題が生じるようになった。こうした状況を前に、連邦と各州は、高等教育機関の学生定員の拡大と大学教育の質の向上に際して連邦が州を財政的に補助することを定めた「大学協定 2020」を締結し、▽学生定員の追加的な創出、▽大学の研究プロジェクトに対する追加的な財政支援、▽学修条件と大学教育の質の向上、の3つを柱に諸策を講じてきた。

これにより、大学入学者数は2015年には2005年時よりも4割増となり、とりわけ応用的実務志向型の高等教育を提供する専門大学は78%と顕著な増加率を示した(伝統的な研究重点大学である総合大学は25%増)。また、受入れ定員の拡大により、入学制限を行う学修課程の割合が、2005年度には64%であったのが2010年度には52%、2015年度には47%へと減少した。加えて、学生数の増加に合わせて教員数が2005年と比べて2015年は24%増、大学教授全体に占める女性の割合も、同様に14%から23%へと上昇した。

2014年10月には、最後となる第3次「大学協定」が締結され、2005年比最大約76万人分の定員をもたらすため、連邦と州は2023年まで共同で予算措置していくこととなった。2007～2023年の全期間の負担総額は、連邦が202億ユーロ、州が183億ユーロに上る予定であるが、2018年3月に発足した第4次メルケル政権は、同協定を継続して維持し、そのための連邦の予算を恒常化することを表明している。

2) 高等教育分野における連邦の恒常的な財政支援――基本法の改正

2006年の連邦制度改革により、連邦は大学外の研究機関に対しては機関レベルで助成することが認められている一方、高等教育分野における連邦の関わりは、全州の同意を前提に、「高等教育のためのエクセレンス構想」「大学協定2020」「女性教授プログラム」といった特定のテーマを有するプロジェクトに期限付で財政支援することに制限されてきた。しかし、国際競争が激化する中で教育、特に高等教育に関して地域を越えた取組が多く求められるようになったものの、州単位では十分には対応していけないとの声が多方面から上がり、2014年12月、連邦の憲法である基本法の改正により、連邦は地域を越えて意義のある高等教育関連の計画を恒常的に助成していけるようになった。これによって、従来は連邦が65%、州が35%負担していた連邦教育助成法に基づく奨学金(BAföG)の経費を、2016年度からは連邦が100%負担することとなった。

3) 大学間の競争を通じた質の向上――「エクセレンス構想」／「エクセレンス戦略」

ドイツでは伝統的に、大学入学資格(アビトゥア)を有する全ての者に、どの高等教育機関においても同質の教育と研究機会を提供することが保証されてきたが、国際競争に対する意識が高まる中、連邦と各州の共同先端研究助成プログラムとして「エクセレンス構想」が2005年に立ち上げられた。これは、卓越した高等教育機関に研究費を重点配分するもので、これまで、「大学院」「エクセレンス・クラスター」「将来的構想」の3つのプログラムにおいて選ばれた大学や研究チームが助成されてきた。

同プロジェクトが2017年に終了するに当たっては、第2次「エクセレンス構想」がドイツの学術システムに与えた影響などが、▽総合大学の専門分化、▽総合大学のガバナンス、▽学生数と大学教育の質、▽若手研究者、▽学術システムへの総合大学の融合、▽国際化、の6つの視点から国際的な有識者らによって分析・評価された。評価結果においては、「エクセレンス構想」の成果が高く評価されつつも、研究者のキャリアパスの形成や、資格取得及び労働・雇用の条件といった点については問題を解決したどころか、むしろ深刻化させたと批判がなされている。

これを受け、2017年からは、後継事業として「エクセレンス戦略」がスタートし、「エクセレンス・クラスター」と「エクセレンス大学」の2つのプログラムの下で選ばれた大学及び研究チームが、2019年1月から助成を受けることとなった。同プロジェクトの資金(初年度8,000万ユーロ、2018年度以降は年間総額5億3,300万ユーロ)の75%を連邦政府が、25%を助成対象に選ばれた大学が置かれた、あるいは研究チームの拠点が置かれた州が負担することとなっている。第4次メルケル政権は、同プロジェクトにより、国内のトップレベルの研究者をドイツにとどめるとともに海外のトップレベルの研究者を獲得したいとしている。

4) 質の保証と情報の公開ーアクレディテーション制度

欧州連合 (EU) のエラスムス・プログラムやボローニャ・プロセスによる国境を越えた人的移動を促進する動きを背景に、ドイツでも 1998 年より国際的に通用度の高い学士・修士の学修課程の導入が始まった。それから 20 年近く経った 2017 年度冬学期、この新たな課程の普及率は、学士、修士合わせて総合大学で 88.2%、専門大学で 99.1%に上る。

従来、伝統的な学修課程については、各大学が各州文部大臣会議によって定められた大綱試験規定に従って専攻課程ごとに試験規定を設け、学位の水準を維持してきた。しかし、この新たな課程の質の維持については、大綱試験規程を作成せず、替わって課程の質を認定するプログラム・アクレディテーション制度を導入することで質の維持が図られることとなった。これにより、州立大学も私立大学も学士・修士課程の新設・改組に際してはプログラム・アクレディテーションが行われており、州によっては、それまでは州が独自に行っていた私立大学の設置認可の条件にもなっている。なお、アクレディテーションを受けた学修課程は、専用ポータルで公表されている。

(4) フランス

フランスでは、高等教育入学資格であるバカロレアの取得者が年々増加 (同一世代におけるバカロレア取得者の割合は 1990 年には 43.5%であったが 2018 年は 79.9%に達している) する中で、高等教育に進学した学生をいかに学位・資格の取得に至らせ「成功」させるかが課題となっている。高等教育においては、▽学業の成功が社会的出自により左右されること、▽学士課程における高い落第率 (第 2 学年に進級するのは約 4 割)、▽バカロレアの種類による進学機会の不平等などが問題となっている。こうした状況を改善するため、政府は 2017 年 10 月、「学生計画」を発表し、その法的裏付けとして 2018 年 3 月に学生の進路及び成功に関する法律が制定された。同計画では、大学入学制度の改革、進路指導や学習支援の充実、また学生生活の条件を改善することを中心に、全ての学生が高等教育に進学するだけでなく、「成功」することを目指した施策が打ち出された。出自や取得バカロレアの種類にかかわらず、学生を「成功」させ、若者の取得する資格レベルの引上げを図ることが目指されている。

1) 大学入学制度改革

高等教育は、大学をはじめ、グランゼコール、短期高等教育機関など多様な機関で行われているが、このうち大学は、原則として全てのバカロレア (中等教育修了資格及び高等教育入学資格を併せて認定する国家資格) 取得者に開かれたものとして、無選抜で受入れが行われている。ただし、従来の大学入学者の受入れ制度では、定員を超えた場合はコンピュータによる抽選により入学者が決定されていた (抽選に外れた生徒は、順次希望順位に基づき同様の方法により進学先が決定する)。このような受入れ制度により、進学希望先に受け入れられず不本意な学部・

課程に進んでいる学生や、進学したものの、大教室での講義できめ細やかな指導を実施することが少ない大学環境の中で挫折する学生も多くみられるのが課題であった。

「学生計画」に基づき、2018年度から、抽選の廃止を含めた入学制度の改革が行われ、定員を超える学部・課程における入学者の決定に当たっては、応募者の履修計画、動機、知識・技能及び履修課程の特徴等が考慮されることとなった。また、バカロレア取得者が前年比約2万1,600人増となり、高等教育進学希望者が拡大する中で、学生が自ら選択した進路を選択できるよう、志願者の多い学部・課程を中心に、2018年度は高等教育機関の定員は前年から約3万人増やされた。

2) 進路指導・学習支援の充実

「学生計画」では、リセ（高校）から高等教育への円滑な接続を図るため、進路指導及び学習支援の充実を図ることとされている。リセ最終学年では、生徒の進路構築を個別に支援するために学級担任教員を2人配置することや、全ての生徒に対して2週間の進路支援オリエンテーションを実施すること、また中等教育段階と高等教育段階の連携の強化や大学生等によるリセの生徒に対する支援などが計画されている。高等教育においては、学士課程を通じて、学生の多様性及び特性を考慮しながら、一人一人のニーズに応じた学習支援を実施することや柔軟な履修方法を可能とすることなどが示されている。

3) 高等教育への平等なアクセス

バカロレア取得者が拡大したものの、教育制度に関する情報を得ている者や恵まれた社会階層の者がグランゼコール準備級や医学教育へ進学する割合が高い状況がみられる。また、専門性や職業を重視する短期高等教育課程は、技術バカロレアや職業バカロレア取得者に向けた課程であるが、これらのバカロレア取得者の進学率が低い。「学生計画」では、アクセスの平等を図るため、奨学金受給生の受入れの最低割合を定めることや技術バカロレア及び職業バカロレア取得者の受入れを更に奨励するための学習支援等の取組が示されている。

4) 情報公開

生徒・学生の進路選択を明確にするため、2013年高等教育研究法においては、高等教育機関が、学位・資格取得率及び取得後の就職に関する情報を公表することが規定された。生徒・学生は、高等教育に進学する際、又は上位課程に進学する際、これらの情報を得ることが義務とされた。

5) 学生生活支援

① 学生の経済負担の削減

国立大学は原則無償であり、学生納付金は毎年度の学籍登録料及び学生健康保険料となっている。毎年省令で定められる学籍登録料は、これまで引上げ額が抑制又

は据置きされていたが、2018年には引下げが行われた（2018年の学籍登録料：学士課程170ユーロ、修士243ユーロ、博士380ユーロ）。「学生計画」に基づき、学生健康保険料（2017年度は217ユーロ）は2018年度から廃止された。また、学士課程1年目で希望する大学・課程に進学できなかった学生で、地理的な移動を伴う大学に登録する者を対象とした移動手当が導入された。

② 学生生活の充実・学生宿舎の拡充

「学生計画」では、これまで学生生活における諸活動のために徴収されていた各種納付金（予防医療、学生活動、任意の文化・スポーツ活動費）が「学生生活及びキャンパスのための納付金（CVEC）」として一本化された（2018年度は90ユーロ。奨学金受給生は免除）。これは、学生の生活及びキャンパスにおける活動のために使用され、大学に保健センターが設置されるほか、大学におけるスポーツ及び文化活動は全ての学生に開かれたものとなる。また、2018年9月に政府が発表した「学生宿舎6万戸計画」の下、2022年までに6万戸の学生宿舎が新たに建設される予定となっている。

(5) 中国

経済・社会が急速に発展している中国では、その発展に貢献する高度人材を育成するため、教育改革を進めている。その方向性は、21世紀の知識基盤型社会に対応するため、高等教育人材の規模を拡大し、「人的資源大国」を目指した1999年から2010年までの第1期、規模の拡大から質の向上に政策の重点を移し、「人的資源強国」を目指した2010年以降の第2期に分けられる。ただし、近年では、「一帯一路」「中国製造2025」「インターネット+」等の政府の発展戦略に基づいて高等教育人材が以前にも増して必要とされており、高等教育の質を向上させるための各種施策が実施されている。

1) 高等教育の規模拡大

21世紀の知識基盤型社会やグローバル社会への対応を見据えて、高等教育人材の規模拡大を目指した政府は1999年より、高等教育の規模拡大策を実施した。既存の高等教育機関の規模拡大とともに短期高等教育機関の4年制大学化や私立大学の新設が進み、1999年当時、10.5%であった高等教育総在学率は、2009年に24.2%に達するなど、2倍以上拡大した。2010年に公表された2020年までの教育中長期計画では、2020年における高等教育総在学率を40.0%と計画していたが、同目標を2015年に前倒しで達成し、2017年現在では45.7%となった。

こうした急速な規模拡大を支えたのは、公立及び私立大学の増加である（2002年の機関数は国立111校、公立1,154校、私立131校であったが、2017年は、国立119校、公立1,766校、私立746校となっている）。もともと中央政府の各部・委員会と省レベルの政府によって管理されていた高等教育機関は、1990年代半ばから始まる管理体制改革により、ほぼ教育部が管理することとなるとともに、多くの

高等教育機関が地方に移管されるか中央と地方との共同管理となり、高等教育機関の再編の中で公立大学の規模が拡大していった。同時に社会経済の発展による人材不足の中で、民間の資金を利用した高等教育の必要が高まり、私立大学の設置が進むとともに、国公立大学が民間の資金を利用して別組織の大学を建設する「独立学院」の設置等が進み、私立大学の規模が拡大した。

中国の高等教育機関は、国立は国レベルで貢献する人材の育成、公立は地方の社会経済の発展に貢献する人材の育成、私立は地方のより実践的な分野で経済社会の発展に貢献する人材の育成を担っている。財政負担については、国公立は政府の財政投入が機関の収入の5割を占めるが、私立は授業料等の事業による収入が財政収入の9割近くを占め、政府からの投入はほとんどない。

2) 国公立機関に対する法人格の付与と質保証システムの導入

経済社会の発展に伴う高等教育人材の需要が拡大する中、1998年に高等教育法が制定され、国公立の高等教育機関に「法人格」が付与されることとなった。同法制定により、高等教育の自主権が拡大された。また、非効率な高等教育機関の管理体制を改めるため、中央所管機関の地方政府への移管が1990年代半ばから開始され、2000年までにほぼ完成した。

自主権の拡大と地方所管大学の増加等に対応した質保証システムが必要になった政府は、1994～2002年にかけて254校に対する実験的な大学評価（学部の教育の質に関する評価）を実施した後、2003～2008年にかけて5年周期の大学評価第1ラウンドを開始し、589校を評価した。2011年からは第2ラウンドの評価が実施された。

3) 拠点校の設定による質の向上

高等教育の質を向上させるための政策が1990年代半ばから行われており、100校前後の特定大学及び一部の学科へ重点投資を行う211プロジェクトを1996年から、世界トップレベルの大学づくりを目指して一部の大学に重点投資をする985プロジェクトを1998年から、高等教育機関、科学研究機関、企業等が連携した協同的イノベーションを積極的に推進する「2011計画」を2012年から、世界ランキングで常に上位に位置する世界一流レベルの大学や学科（「2つの一流」）を構築するための取組を2016年から実施している。

そのほか、「一帯一路」政策と連動した留学生受入れなどによる国際交流、「中国製造2025」に対応したワシントン協定参入等による技術系人材育成、「インターネット+」政策に対応したAI人材育成推進計画による高等教育の質の向上が図られている。

4) 情報公開

高等教育の規模拡大に伴う質保証や財務の健全性の観点からも情報公開が重視されており、2010年4月教育部は「高等教育機関情報公開規程」を発表し、機関

の発展計画や年度計画、学生募集や学生管理、施設・設備の状況、学生支援、研究者や職員の管理、財務管理体制や収支状況、入札状況などの12項目について情報公開の方針を規程した。

(6) 韓国

2000年代以降、大学構造改革が引き続いている。近年では、大学評価と連動した定員削減施策が一部緩和されるなど、政府の硬軟織り交ぜた対応がみられたものの、低評価大学を「締め出す」政策方針に変わりはない。もう一つ社会の注目を集めたのが、入試改革計画である。大学修学能力試験の評価方法の改革案が示されたが、受験生側の批判の高まりを受けて政府が案の見直しを迫られるなど、改革をめぐる動きは終始混乱した。そのほか、高等教育における職業教育について、専門大学を中心に改革・改善計画が発表され、引き続き重点政策課題に位置付けられている。学生の経済的負担の緩和をめぐっては、給付・貸与奨学金制度の充実が引き続き取り組まれているが、新たな動きとして大学入学金の廃止・縮小が推進された。

1) 大学の構造改革

① 大学構造改革への動き

大学構造改革は、大学や学部の特性化や統廃合を進める施策として、関連する計画の随時策定を経ながら、10年以上にわたって続いている。一連の計画に基づき、2004年から2014年までに50校が25校に統合され、7校が廃止された。背景には少子化があり、18歳人口が2023年に2013年より25万4,000人少ない43万3,000人になることが予想されており、政府は2023年までに大学の定員を16万人削減する計画を策定した。

② 大学評価と連動する支援事業

2017年11月、従来の大学構造改革の方針を改訂する「2018年大学基本能力診断推進計画」と「大学財政支援事業改編計画」が同時に発表された。同計画の骨子は、評価結果の基づく定員削減措置を縮小するとともに、政府の大学支援事業との連動方法について改善を図ることである。ただし新たに導入された基本能力診断で最低評価を受けた大学は、政府の財政支援事業や奨学金事業の対象から外されるなど、低評価の大学を「締め出す」政策の基本的な方向性に変更はない。2018年に公表された基本能力診断結果では、診断対象の323大学のうち、116の大学が定員削減などの対象となった。

③ 質保証システムの改善と情報公開

大学の質保証システムは、情報公開と自己点検評価、第三者機関による認証評価を基本とする。特に情報公開では、2008年11月、「教育関連機関の情報公開に関する特例法施行令」が制定・施行され、2007年5月に制定された「教育関連機関

の「情報公開に関する特例法」が定める学校情報の公開に関する法的整備が完了した。これにより、幼稚園から大学に至るまで、全ての学校は主要情報を公開することが義務付けられた。2018年現在、14領域62指標の情報公開が義務付けられている。2014年からは、私立大学の財政・会計に関する5段階評価指標も公開されている。

2) 大学入試制度改革

2015年から新たな教育課程が学校現場に適用されたことに合わせ、大学入試改革が進められている。教育省は、2018年8月17日、改革案をめぐる混乱が続いていた2022年度（実施は2021年）大学入学試験の改革案を確定した（2018年現在の中学校3年生に適用）。改革案では、大学修学能力試験による選抜を30%以上にすることを推奨することが示され、同割合を競争的資金の公募条件と連動させることを発表した。大学修学能力試験とは別に各大学が実施する個別の面接や実技、論述テストによる選抜の比重を減らし、受験生の負担を軽減することが目指されている。

3) 財政負担

大学入学金の縮小・廃止の動きが強まっている。2017年8月、国公立大学総長協議会は、授業料とは別に徴収していた入学金の制度の廃止を決定した。さらに、同年10月には、私立大学総長協議会でも、入学金のうち入学手続などに実際に掛かる経費を除いた額を段階的に削減していく方針に合意した。一部の私立からは反発も出ているが、国は、入学金削減による収入の縮小に、国庫財政支援を拡大することで補てんする方針を示している。

奨学金制度は2018年に生活保護受給者を対象とする給付型奨学金制度が導入されて以降、拡大の一途を辿っている。既存の制度を再編する形で2012年に導入された国家奨学金制度は、より幅広い層を対象に、所得水準に応じた奨学金を給付してきた。2018年2月に発表された「2018年国家奨学金運営の基本計画」では、一部の所得層に対する大学の給付型奨学金の給付額を引き上げることや低所得層や障害のある学生を対象とする成績基準の緩和や廃止などが示されている。

4) 専門教育の強化

職業教育の国際化に重点を置き、留学生の誘致や韓国人学生の海外就職、第4次産業革命で求められる知識・技能の育成するプログラムを支援する補助金事業である「世界的水準の専門大学育成事業（World Class College）」や特定の産業や地域と連携したプログラム開発を支援する「特性化専門大学育成事業（Specialized College of Korea）」などを通して、高等職業教育機関としての専門大学の機能を高めるとともに、より優れたモデルの開発・普及を進めている。また専門大学では、National Competency Standards (NCS) に基づくカリキュラム改善を推進している。